

議案第4号

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成20年1月21日

三朝町長 吉田秀光

三朝町条例第 号

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

三朝町農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和29年三朝町条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 三朝町農業委員会の選挙による委員の定数は、 <u>10人</u> とする。 | 三朝町農業委員会の選挙による委員の定数は、 <u>12人</u> とする。 |

附 則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。